

24外部監査公表第3号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、平成24年11月21日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成24年12月27日

福岡市監査委員 南 原 茂
同 梶 木 義 博
同 石 井 幸 充
同 大 松 健

1 監査報告と措置の件数

24外部監査公表第1号（平成24年5月17日付 福岡市公報第5923号公表）分
（福岡市における補助金の執行状況について）

・・・65件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

24外部監査公表第1号（平成24年5月17日付 福岡市公報第5923号公表）分
福岡市における補助金の執行状況について

第2部 総論

第1章 福岡市の補助金の概要と取組み

第2節 福岡市における補助金についての取組み

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>2 提言を受けての福岡市の取組みとその監査</p> <p>①「さらなる情報公開」について (意見1)</p> <p>補助金について、市民に広報されている情報量は極めて少ない。</p> <p>補助金の全貌を市民に広報するためには、少なくとも、外郭団体や建設費に対する補助金に関する情報もホームページに掲載するべきである。</p> <p>(財政調整課)</p>	<p>平成24年度から、外郭団体等に対する補助金、建設費に対する補助金の一覧もあわせて本市ホームページに掲載している。</p>

第3章 監査の視点からの全体的意見

第7節 補助金交付申請及び実績報告書の審査

監査の結果	措置の状況
<p>2 補助金の適正支出の確認 (意見11)</p> <p>工事費等の特定事業に対する補助や通常よりも割高な金額の支出費目については、その明細及び領収書の提出・確認が必要である。</p> <p>(財政調整課)</p>	<p>補助金交付手続きにかかるチェックの方法・視点等を解説した「補助金事務の手引き」を、平成24年5月末に各局へ通知した。</p>
<p>3 交付先団体の繰越金等の確認 (意見12)</p> <p>交付先団体及びその構成団体の事業全体の決算状況及び繰越金の有無・金額は、補助の必要性及び補助金額の決定の重要な参考資料であるから、この調査・確認を励行すべきである。</p> <p>(財政調整課)</p>	<p>「補助金事務の手引き」等を参照のうえ、可能な範囲での実施を進めるよう、全庁に通知した。</p>
<p>4 実績確認の時期 (指摘2)</p> <p>書類の作成日は、実際の作成日を記載しなければならない。</p> <p>(財政調整課)</p>	<p>適切な事務処理を行うよう、全庁通知を行った。</p>

第3部 各論(個別補助金の監査)

第1章 総務企画局の補助金

第1節 国際部

監査の結果	措置の状況
<p>1 日本国際連合協会交流啓発事業補助金 (意見14)</p> <p>要綱において補助対象経費・補助対象外経費の範囲を明確化すべきである。直接経費のみを補助対象とするのであれば、要綱の定めもこれに合わせる必要がある。交付申請・実績報告の方式も要綱上の補助対象経費、補助対象外経費との対応関係が分かるものとした方が、事業</p>	<p>要綱に定める補助対象経費・補助対象外経費を明確化し、直接経費のみを補助対象とするよう費用区分を見直し、あわせて交付申請・実績報告の方式も要綱上の経費と対応関係が分かるものとした。</p>

<p>実績調査において簡便であると思われる。</p>	
<p>4 福岡県留学生交流事業補助金 (指摘3)</p> <p>「参加者への謝礼金」、「打ち上げ代」、「美容院代」等、公金たる補助金からの支出として不相当なものがある。また、会議などにおける「飲食代」の支出が散見される。補助金交付要綱において、補助対象外経費を明示して、明確なルールを示すべきである。</p>	<p>補助金交付要綱を改め、補助対象経費・補助対象外経費を明確化した。</p> <p>「参加者への謝礼金」については、報償費の対象を福岡県留学生会の構成員以外の者に限る旨明示し、補助対象経費として認めるケースを明確にした。</p> <p>「打ち上げ代」は、いわゆる宴会にあたる類のものではなく、事業への従事が長時間に渡った際の食事などの経費であったため、会議などにおける「飲食代」と併せて、食糧費として内容を整理し、最低限度の金額や要件を明示、補助対象経費として認めることにした。</p> <p>「美容院代」はイベント時の「女子司会者の髪型セット」であり、単なる整髪ではなく、民族的衣装の一部という意味合いが強い。国際交流・親睦を目的とした当該事業に必要な要素のひとつとして判断し、役務費の「衣装の着付等」として整理、補助対象経費とした。</p>

第2章 市民局の補助金

第6節 同和対策課

監査の結果	措置の状況
<p>2 部落解放同盟福岡市協議会補助金 (意見40)</p> <p>本補助金の補助対象事業だけでなく、対象団体全体の決算内容の報告を求めべきである。</p>	<p>『福岡市補助金交付規則』では、団体全体の決算内容の報告義務はないが、対象団体全体の財政状況を把握することが必要な場合は、団体の協力を得て財政状況の確認を行うこととした。</p>
<p>(指摘5)</p> <p>本補助金が補助対象経費に充てられているかどうかについての事業実績報告の確認がきわめて不十分である。調査確認の際には事業実績報告書を十分チェックし、補助金が補助対象事業以外に充てら</p>	<p>補助事業実績報告書に、補助対象事業のほかに、他の活動内容が誤って記載されていたことが判明したため、再度、事業実績報告書を求め、調査確認した結果、事実と相違ないことを確認した。</p> <p>当初、補助金確定の際には、報告書の活</p>

<p>れることのないように留意すべきである。</p>	<p>動実績の中で補助対象事業にかかる経費の確認を行っていたものであるが、今回の指摘のとおり、報告の不要な活動実績については記載しないよう指導するとともに、補助金の確定にあたっては、報告書の内容を十分調査確認し、適切な事務処理に努める。</p>
----------------------------	--

第4章 保健福祉局の補助金

第1節 医療年金課

監査の結果	措置の状況
<p>1 医療福祉行政推進協力事業補助金（三師会協力金） （意見52）</p> <p>各「繰入金」の算出根拠・理由について検証し、毎年定額（前年同様）の補助金交付の必要性があるのかを、具体的に検証すべきである。特に、補助対象事業につき、実際の支出額（決算額）が当初予算額を下回った場合、その部分については結果的には支出の必要がなかったことになるのであるから、原則として、補助金確定通知の段階において、補助金額を減額すべきである。</p>	<p>平成24年度より社会保険加入者の医療費助成の請求事務を簡素化（審査支払事務委託先を社会保険診療報酬支払基金へ変更）することに伴い、補助対象事業を明確化する等の見直しを行い、本補助金の一部を地域医療課及び地域保健課が所管する補助金へ整理統合した。なお、本補助金は平成24年3月31日をもって終了した。</p>
<p>（意見53）</p> <p>交付先団体自体の決算書等の資料も確認し、その財務状況、特に繰越金の有無について確認し、交付先団体の負担能力を把握し、これを踏まえた上で、現在の水準の金額・割合の補助を行う必要があるか、これが適正か、などを検討すべきである。</p>	<p>平成24年度より社会保険加入者の医療費助成の請求事務を簡素化（審査支払事務委託先を社会保険診療報酬支払基金へ変更）することに伴い、補助対象事業を明確化する等の見直しを行い、本補助金の一部を地域医療課及び地域保健課が所管する補助金へ整理統合した。なお、本補助金は平成24年3月31日をもって終了した。</p>
<p>（意見54）</p> <p>補助金交付要綱においては、補助対象経費を具体的に定めるとともに、特に補助対象外経費を明示すべきである。</p>	<p>平成24年度より社会保険加入者の医療費助成の請求事務を簡素化（審査支払事務委託先を社会保険診療報酬支払基金へ変更）することに伴い、補助対象事業を明確</p>

	化する等の見直しを行い、本補助金の一部を地域医療課及び地域保健課が所管する補助金へ整理統合した。なお、本補助金は平成24年3月31日をもって終了した。
<p>(指摘6)</p> <p>実績報告書における収支報告として、科目毎の合計金額だけの記載では不十分であり、少なくとも各事業毎に要した経費の内訳や明細等を、より具体的に記載させるべきである。</p> <p>例えば、「会議費」について言えば、少なくとも、それぞれの会議においてどのような内容・金額の経費を要したのか、また、「諸会議出席者手当」の支給基準や実際の支給内容等の詳細を報告させるべきであろう。</p>	<p>平成24年度より社会保険加入者の医療費助成の請求事務を簡素化(審査支払事務委託先を社会保険診療報酬支払基金へ変更)することに伴い、補助対象事業を明確化する等の見直しを行い、本補助金の一部を地域医療課及び地域保健課が所管する補助金へ整理統合した。なお、本補助金は平成24年3月31日をもって終了した。</p>

第2節 地域医療課

監査の結果	措置の状況
<p>1 福岡市医師会事業補助金 (意見55)</p> <p>各「繰入金」の算出根拠・理由について検証し、毎年定額(前年同様)の補助金交付の必要性があるのかを、具体的に検証すべきである。特に、補助対象事業につき、実際の支出額(決算額)が当初予算額を下回った場合、その部分については結果的には支出の必要がなかったことになるのであるから、原則として、補助金確定通知の段階において、補助金額を減額すべきである。</p>	<p>平成24年度から「繰入金」の算出根拠・理由を検証し、補助金交付の必要性を確認の上、補助金の額を確定することとした。</p>
<p>(意見57)</p> <p>補助金交付要綱においては、特に補助対象外経費を明示すべきである。</p>	<p>平成24年度から補助金交付要綱において、補助対象経費の経費区分ごとに内容を例示するとともに、「補助事業の収支計画書」及び「補助事業の収支計算書」に補助対象外経費を明示するよう改正した。</p>

<p>(意見58)</p> <p>実績報告書における収支報告として、科目毎の合計金額だけの記載では不十分である。実績報告については、補助金確定のために、補助金交付要綱や補助の趣旨を踏まえて、適正かつ有効な支出がなされているか、補助対象外または補助対象とすべきでない支出内容や過度な支出が含まれていないかなどをチェックするために、提出させるものであり、少なくともその個々の支出について、補助金交付要綱に定めた補助対象となるか補助対象外となるかを判別しうるだけの情報の記載を求めるべきである。</p>	<p>平成24年度から補助金交付要綱において、実績報告書に添付する「補助事業の収支計算書」に補助対象経費と補助対象外経費を明示するよう改正するとともに、個々の支出について、具体的な執行内容の記載を求めることとした。</p>
<p>2 福岡市薬剤師会事業補助金 (意見59)</p> <p>補助対象事業につき、実際の支出額(決算額)が当初予算額を下回った場合、その部分については結果的には支出の必要がなかったことになるのであるから、原則として、補助金確定通知の段階において、補助金額を減額すべきである。</p> <p>交付先団体自体の決算書等の資料も確認し、その財務状況、特に繰越金の有無について確認し、交付先団体の負担能力を把握し、毎年定額(前年同様)の補助金交付の必要性があるのかを、具体的に検証すべきである。</p>	<p>交付先団体自体の決算書等の資料の提出を求め、交付先団体の負担能力を把握することとし、その上で、毎年定額の補助金交付の必要性があるのかを検証することとした。</p>
<p>(意見60)</p> <p>実績報告書における収支報告として、科目又は事業毎の合計金額だけの記載では不十分である。</p> <p>実績報告については、補助金確定のために、補助金交付要綱や補助の趣旨を踏まえて、適正かつ有効な支出がなされているか、補助対象外または補助対象とす</p>	<p>実績報告については、補助金交付要綱を改め、収支報告の科目、事業の内訳及び経費区分を追加し、補助対象経費、補助対象外経費の記載も求めるようにし、適正かつ有効な支出がなされているか等チェックできるようにした。</p>

<p>べきでない支出内容や過度な支出が含まれていないかなどをチェックするために、提出させるものであり、少なくともその個々の支出について、補助金交付要綱に定めた補助対象となるか補助対象外となるかを判別しうるだけの情報の記載を求めるべきである。</p>	
<p>4 福岡県私設病院協会事業補助金 (意見61)</p> <p>少なくとも、本補助金の私設病院協会一般会計への組入分については、同協会が取り扱っている事業の性質の他、同協会の繰越金の存在などからも、補助継続の必要性に疑問が残る。</p> <p>仮に補助を継続する場合においても、少なくとも、対象事業を、本市にとって特に公益性・必要性の高い事業に絞って、補助を行うべきである。</p>	<p>平成24年度から交付申請書に添付する「収入支出予算書」及び「収入支出決算書」において、補助対象経費と補助対象外経費を明示するよう求めるとともに、事業終了後に繰越金が生じた場合は、補助金額の変更を行うこととした。</p>
<p>(意見63)</p> <p>実績報告書における収支報告として、科目毎の合計金額だけの記載では不十分である。</p> <p>補助金交付先に対しては、補助対象事業と対象外事業、補助対象経費と対象外経費とを明確に区分させた上で、実績報告については少なくともその個々の支出について、補助金交付要綱に定めた補助対象となるか補助対象外となるかを判別しうるだけの情報の記載を求めるべきである。</p>	<p>平成23年度の実績報告書に添付する「収入支出決算書」に補助対象経費と補助対象外経費を明示するよう求めるとともに、個々の支出について、具体的な執行内容の記載を求めることとした。</p>

第3節 地域保健課

監査の結果	措置の状況
<p>1 福岡市歯科公衆衛生事業補助金 (意見66)</p> <p>「繰入金」の算出根拠・理由について検証し、毎年定額（前年同様）の補助金</p>	<p>平成24年度から「繰入金」の算出根拠・理由を検証し、補助金交付の必要性を確認の上、補助金の額を確定することとした。</p>

<p>交付の必要性があるのかを、具体的に検証すべきである。</p> <p>特に、補助対象事業につき、実際の支出額（決算額）が当初予算額を下回った場合、その部分については結果的には支出の必要がなかったことになるのであるから、原則として、補助金確定通知の段階において、補助金額を減額することが必要である。</p>	
<p>(意見67)</p> <p>補助金交付要綱には、補助対象外経費や補助対象限度額などを明示すべきである。</p> <p>また、補助対象事業の記載についてもできるだけ明確化し、特に補助対象に含まない取扱いとした事業等があれば、これを除く旨を要綱上も明記すべきである。</p>	<p>平成24年度から補助金交付要綱において、補助対象経費の経費区分ごとに内容を例示するとともに、「補助事業の収支計画書」及び「補助事業の収支計算書」に補助対象外経費を明示するよう改正した。</p>
<p>(指摘7)</p> <p>実績報告書における収支報告として、科目毎の合計金額だけの記載では不十分である。</p> <p>実績報告については、補助金確定のために、補助金交付要綱や補助の趣旨を踏まえて、適正かつ有効な支出がなされているか、補助対象外または補助対象とすべきでない支出内容や過度な支出が含まれていないかなどをチェックするために、提出させるものであり、少なくともその個々の支出について、補助金交付要綱に定めた補助対象となるか補助対象外となるかを判別しうるだけの情報の記載を求めるべきである。</p>	<p>平成24年度から補助金交付要綱において、実績報告書に添付する「補助事業の収支計算書」に補助対象経費と補助対象外経費を明示するよう改正するとともに、個々の支出について、具体的な執行内容の記載を求めることとした。</p>
<p>2 福岡市衛生連合会補助金 (指摘8)</p> <p>補助対象経費からは「交際費」を除外</p>	<p>補助対象経費から「交際費」を除外し、平成24年度の交付決定を行った。</p>

すべきである。	
---------	--

第5節 障がい者施設支援課

監査の結果	措置の状況
1 地域活動支援センター等補助金 (意見70) 補助対象経費に関する規定，別表を見直し，実態に即したわかりやすいものとするべきである。	福岡市地域活動支援センター等補助金交付要綱を改めた。 補助基準額を補助上限額に改正し，対象経費を列記した。
3 福岡市障がい者スポーツ・レクリエーション振興会運営費補助金 (意見71) 補助金交付申請にあたっての予算は，実態に合わせたものとするべきである。	補助金交付申請については，実態(前年度決算)を反映させた予算編成(要求)を行なうこととした。
(意見72) 補助対象経費と補助対象外経費とは，実績報告書上分けて記載するよう指導すべきである。	実績報告書については，補助対象経費と補助対象外経費を分けて記載することとした。

第6節 障がい者在宅支援課

監査の結果	措置の状況
1 福岡市身体障害者福祉協会補助金 (意見74) 生活行動訓練事業の事業内容を要綱上明らかにすべきである。	要綱改正を行い，補助対象となる生活行動訓練の事業内容を明記した。
(意見75) 補助対象経費と補助対象外経費とは，実績報告書上分けて記載するよう指導すべきである。	実施報告上分けて記載するよう，文書により伝達し，指導を行った。
(意見77) 補助金交付決定及び決定通知は，すみやかに行うべきである。	年度当初に交付申請を受け，すみやかに補助金交付決定及び交付通知を行うこととする旨，文書により通知し確認した。
(指摘9) 補助金事前交付の必要性について検討すべきである。	当該法人の一般会計の収支状況を精査したところ，精算払いによる交付が可能であることが確認されたため，平成24年度から，事前交付でなく，精算払いによる交付に改めることとした。
2 福岡市障がい者社会参加推進センター	性別に基づき異なった生活訓練事業を

<p>運営費補助金 (意見78)</p> <p>要綱において性別に基づき異なった生活訓練事業を行うこととしている点については、見直しを行うべきである。</p>	<p>行うこととしていた点については、福岡市障がい者社会参加推進センター運営事業補助金交付要綱を平成24年4月1日施行で改正し、性別による制限を行わない生活訓練事業を実施することとした。</p>
<p>(意見79)</p> <p>障がい者110番事業とセンターの事業は、明確に区別するよう指導すべきである。</p>	<p>実績報告書にセンター事業以外の事業は記載しないよう、文書により伝達し、指導を行った。</p>
<p>(意見80)</p> <p>補助金交付決定及び決定通知は、すみやかに行うべきである。</p>	<p>年度当初に交付申請を受け、すみやかに補助金交付決定及び交付通知を行うこととする旨、文書により通知し確認した。</p>

第5章 環境局の補助金

第1節 家庭ごみ対策課

監査の結果	措置の状況
<p>1 福岡市ペーパーリサイクル協同組合補助金 (意見81)</p> <p>ペーパーリサイクル協同組合の自立に向け、本補助金の交付については廃止ないし縮小の方向で見直しをすべきである。</p>	<p>福岡市ペーパーリサイクル協同組合補助金のうち事務事業補助金については、これまでの組合活動により、本市の古紙リサイクルが円滑に進むなど、一定の成果は得られたことから、組合財政の自立を促し、平成24年度末をもって廃止することとした。</p>
<p>(意見82)</p> <p>かつて補助対象外であった人件費を補助対象とするにあたっての審議密度には疑問があることから、人件費を補助対象とすることについては再度検討をするのが望ましい。</p>	<p>福岡市ペーパーリサイクル協同組合補助金のうち事務事業補助金については、平成24年度末をもって廃止することとした。</p>
<p>(意見83)</p> <p>補助対象（外）経費を要綱上明らかにすべきである。</p>	<p>福岡市ペーパーリサイクル協同組合補助金のうち事務事業補助金については、平成24年度末をもって廃止することとした。</p>
<p>2 ごみ収集補助金 (指摘11)</p> <p>補助金の交付申請において「補助事業の遂行に関する収支計画」の提出を求め</p>	<p>補助金の交付申請における「補助事業の遂行に関する収支計画」の取り扱いについては、「併用世帯ごみ収集事業補助金交付要綱」を一部改正し、平成24年度交付申請</p>

ない取り扱いが福岡市補助金交付規則違反であるので、改めるべきである。	より提出させるよう改めた。
------------------------------------	---------------

第2節 事業系ごみ対策課

監査の結果	措置の状況
1 福岡市事業用環境協会補助金 (意見85) 本補助金の交付については廃止の方向で見直しをすべきである。	福岡市事業用環境協会補助金については、平成24年度末をもって廃止することとした。

第6章 経済振興局の補助金

第3節 地域商業課

監査の結果	措置の状況
1 共同事業促進補助金（福岡市商店街百貨店量販店連盟） (意見94) 本補助金については、せいもん払いの広告宣伝事業について、公益性疑問があり、その限りにおいては、廃止も検討すべきである。共同販促事業については、より長期的に商店街への来訪者の増加を図るための事業を取り行うべきである。	本補助金については、連盟と協議を行い、平成25年度より広告宣伝費を補助対象経費から除外することとした。
(意見95) 補助対象経費とすべきでない総会資料配布にかかる郵送費を補助対象経費にあげており、補助対象内か否かについては厳密に調査すべきである。	連盟の独自事業にかかる経費については補助金の交付対象から除く取扱いとし、厳密に調査することとした。

第4節 創業・経営支援課

監査の結果	措置の状況
1 小規模事業指導費補助金（志賀商工会） (意見96) 小規模事業指導費補助金（志賀商工会）については、交付要綱第1条において、「福岡市中小企業振興条例（昭和48年3月31日条例第21号）及び福岡市中小企業振興条例施行規則（昭和48年3月31日規則第13号）による」との記載は、当該条例及び施行規則において本	小規模事業指導費補助金（志賀商工会）については、平成24年6月1日付で交付要綱を改正し該当箇所を削除した。

<p>補助金に適用される条文がないので、要綱から削除すべきである。</p>	
<p>2 小規模事業指導費補助金（早良商工会） （意見97）</p> <p>小規模事業指導補助金（早良商工会）については、交付要綱第1条において、「福岡市中小企業振興条例（昭和48年3月31日条例第21号）及び福岡市中小企業振興条例施行規則（昭和48年3月31日規則第13号）による」との記載は、当該条例及び施行規則において本補助金に適用される条文がないので、要綱から削除すべきである。</p>	<p>小規模事業指導補助金（早良商工会）については、平成24年6月1日付で交付要綱を改正し該当箇所を削除した。</p>
<p>3 小規模事業指導費補助金（福岡商工会議所） （意見98）</p> <p>小規模事業指導補助金（福岡商工会議所）については、交付要綱第1条において、「福岡市中小企業振興条例（昭和48年3月31日条例第21号）及び福岡市中小企業振興条例施行規則（昭和48年3月31日規則第13号）による」との記載は、当該条例及び施行規則において本補助金に適用される条文がないので、要綱から削除すべきである。</p>	<p>小規模事業指導補助金（福岡商工会議所）については、平成24年6月1日付で交付要綱を改正し該当箇所を削除した。</p>
<p>4 高度化促進補助金（組織化） （指摘12）</p> <p>本補助金の補助対象経費として、組織化そのものとは関係がなく、補助対象経費として認められない経費があげられていた。今後は、補助対象内経費か否かについての判断を厳格に行うべきである。</p>	<p>今後は、補助対象内経費か否かについての判断を厳格に行うよう所属職員に指導を行った。</p>
<p>5 受注促進補助金（福岡市機械金属工業会） （意見100）</p> <p>受注促進補助金（福岡市機械金属工業</p>	<p>受注促進補助金（福岡市機械金属工業会）については、平成24年4月1日付で交付要綱を改正し該当箇所を削除した。</p>

<p>会)については、交付要綱第1条の、「福岡市中小企業振興条例（昭和48年3月31日条例第21号）及び福岡市中小企業振興条例施行規則（昭和48年3月31日規則第13号）による」との記載は、当該条例及び施行規則において本補助金に適用される条文がないので、要綱から削除すべきである。</p>	
<p>(意見101)</p> <p>受注促進補助金（福岡市機械金属工業会）については、交付要綱第2条で対象事業を「本市中小製造業者の『販路の拡大』、『新製品の開発』を目的として実施する事業」としながら、第3条別表では「労務厚生事業」を補助対象とし、そのための「企画会議費」を対象経費としているが、「労務厚生事業」が「販路拡大」「新製品の開発」とどう結びつくのか不明であるので、このような要綱は整理するか、または、補助対象経費の見直しをすることが必要である。</p>	<p>受注促進補助金（福岡市機械金属工業会）については、平成24年4月1日付で交付要綱を改正し、「労務厚生事業」を補助対象から削除した。</p>
<p>(意見102)</p> <p>受注促進補助金（福岡市機械金属工業会）については、昼食代・弁当代、茶菓代を補助対象外経費とすべきである。</p>	<p>本補助金について、昼食代・弁当代、茶菓代を補助対象経費としないことを所属職員に周知徹底を図るとともに、福岡市機械金属工業会に対し、昼食代・弁当代、茶菓代を補助対象経費としない旨指導した。</p>
<p>6 受注促進補助金（福岡県中小企業振興センター）</p> <p>(意見103)</p> <p>受注促進補助金（福岡県中小企業振興センター）については、交付要綱第1条の「福岡市中小企業振興条例（昭和48年3月31日条例第21号）及び福岡市中小企業振興条例施行規則（昭和48年3月31日規則第13号）による」との</p>	<p>受注促進補助金（福岡県中小企業振興センター）については、平成24年9月1日付で交付要綱を改正し該当箇所を削除した。</p>

記載は、当該条例及び施行規則において本補助金に適用される条文がないので、要綱から削除すべきである。	
---	--

第5節 振興課

監査の結果	措置の状況
4 伝統産業振興補助金（福岡県伝統的工芸品振興協議会） （意見104） 飲食費等については、対象外経費とすべきである。	平成24年4月に補助金交付先団体に対して、飲食費等に係る経理処理については、補助事業の目的に合致した経理処理を適切に行うよう指導を行った。
6 高度化促進補助金（福岡地区中小企業団体連合会） （意見105） 要綱に、本補助金の目的を記載すべきである。	当該補助金交付要綱を平成24年6月1日付で改正し、改正後の要綱第1条に補助金の目的を規定した。
（意見106） 要綱に、交付対象事業につき具体的に定めるべきであるとともに、実績報告書の記載においても、対象事業のみに限定させる等の指導を行うべきである。	当該補助金交付要綱を平成24年6月1日付で改正し、改正後の要綱第4条に補助対象事業を規定した。また、平成24年度の福岡地区中小企業団体連合会の当該補助金交付申請書に、当該補助事業のみの事業計画書を提出させた。
（意見107） 要綱に、交付対象内・外の実費を明確となるような基準を記載すべきである。	当該補助金交付要綱を平成24年6月1日付で改正し、改正後の要綱第5条に補助対象経費を規定した。
（意見108） 実績報告書の記載を詳細に検討し、少なくとも疑わしい項目については、領収証等の提出を求め、適切に調査すべきである。	平成23年度の当該補助金の事業報告書に記載された内容について、平成24年5月18日に補助対象事業者の事務所を訪問し、元帳・領収証・銀行口座通帳等により、補助事業の各項目の具体的な支出項目等を確認した。

第7節 空港対策課

監査の結果	措置の状況
1 冷房用電気料助成（福岡市同和対策事業空港周辺防音工事住宅冷房用電気料助	同和対策事業として行っていた同助成金は、平成24年3月31日をもって廃止し

成) (意見110) 同和地区世帯と類似の経済状況の者に対する助成はなされておらず、一般化がなされていない以上、公平性に反する。	た。
2 福岡空港地域対策協議会補助金 (意見112) 調査、研修等については、その事業の内容を精査すべきであり、その内容及び目的・成果を確認するために、詳細な報告書の提出を求めるべきである。	調査、研修等については、事業内容を精査するために、詳細な報告書の作成を行うよう同協議会に対し指示した。

第8節 開催運営課

監査の結果	措置の状況
1 防犯協議会補助金 (意見115) 弁当代及びお茶代は、防犯協議会補助金の補助対象外経費とすべきである。	当該経費は補助対象外経費とした。

第7章 農林水産局の補助金

第1節 水産振興課

監査の結果	措置の状況
2 水産加工業振興事業補助金 (意見120) 視察研修等の研修については、必要性について精査し、また報告等をきちんと行うことで情報を組合全体で共有する等の工夫を徹底すべきである。	平成24年度の視察研修の報告などについては、現行の機関誌以外に、組合全体で共有を図ることができるような方法などを検討するよう指導した。

第8章 住宅都市局の補助金

第1節 緑化推進課

監査の結果	措置の状況
1 緑化対策事業補助金（危険ブロック等生垣化助成） (指摘15) 実績報告書提出に当たっては、施工内容・支払金額等を明示した工事についての報告書を必ず添付させ、きちんと確認をすべきであるとともに、領収証等の添	要綱の改正を行い、完了実績報告書の提出にあたっては、施工内容報告書及び領収書（写）を添付することとした。

付につき要綱に記載すべきである。	
------------------	--

第2節 商業対策課（香椎地区まちづくり推進事業助成関係の補助金）

監査の結果	措置の状況
1 香椎地区まちづくり推進事業助成金 (意見123) 本補助金については、昼食代・弁当代、茶菓代を、補助対象外経費とすべきである。	要綱の一部改正を行い、昼食代・弁当代、茶菓代を補助対象外経費とした。
2 香椎地区まちづくり賑わい支援事業助成金 (意見124) 本補助金について、茶菓代を、補助対象外経費とすべきである。	要綱の一部改正を行い、茶菓代を補助対象外経費とした。

第9章 港湾局の補助金

第1節 振興課

監査の結果	措置の状況
1 博多港振興協会負担金 (意見126) 人件費の負担について、市退職職員については全額、その他の協会職員については2分の1とする扱いは見直しをすべきである。	人件費の負担について、市退職職員については市関係部署との連絡調整及び事務局の運営を取り仕切る、あくまで事務局の運営に携わるため、全額負担から協会職員と同じ2分の1負担に変更することとした。尚、その他協会職員のうち専務理事について、港湾物流等に関する専門的な知識・人脈・経験を有し、業務執行役員として、協会運営の指揮を執る職務であることから、2分の1から全額市負担へ変更する。

第12章 議会事務局

第1節 総務課

監査の結果	措置の状況
1 福岡市議会議員互助会総合健康診断事業補助金 (意見132) ホームページ等により、市民に対し、本補助金の交付要綱や交付実績等の情報は公表されるべきである。	本補助金に関する情報を市民に提供するため、交付要綱や交付実績等を公表することとした。

<p>(意見133)</p> <p>平成20年度末、平成21年度末には、議員互助会において本補助金額を大幅に上回る繰越金が発生しており、本補助の必要性が存しなかったことは明らかである。本補助金の支出については少なくとも不適切との評価を免れない。</p> <p>また、議員互助会に対し、本補助対象事業に関する繰越金の活用や会費収入の増加等の自助努力を行うべきことを促すべきである。</p>	<p>議員互助会の自助努力を促すべきとの意見については、平成25年度から当該健康診断事業に関する経費のうち、公費負担を減額し、議員互助会による負担を事業費の2分の1程度とすることとした。</p> <p>互助会負担を増額することにより、議員互助会の繰越金を抑制することとした。</p>
<p>(意見134)</p> <p>補助金交付要綱に、少なくとも本補助金及び補助事業の特徴である、会員の受診回数の制約、補助金額確定後の精算内容・手続について明記すべきである。</p>	<p>受診回数の制約、補助金交付申請及び交付決定等の手続については、平成24年度中に補助金交付要綱に記載することとした。</p>
<p>(指摘16)</p> <p>「事業の財源のほとんどを補助金が占めている」ということだけでは、補助金交付規則第17条第1項但書（補助事業の性質上、その事業の終了前に交付することが適当と認められるとき）との要件該当性の判断理由としては明らかに不十分である。</p> <p>繰越金の存在や、会員たる議員に受診時に自己負担を求めておく方法も考え得ることからしても、実際にも同但書の要件を満たしていたものとは評価できない。</p>	<p>補助金の交付時期については、健康診断受診後の医療機関からの請求に合わせ、補助金の交付を受けるよう平成25年度から改めることとした。</p>